

○ 水産政策審議会議事規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>漁港漁場整備分科会</p>	<p>漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>	<p>漁港漁場整備分科会</p>	<p>漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
<p>名称 資源管理分科会</p>	<p>所掌事務 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>	<p>名称 資源管理分科会</p>	<p>所掌事務 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
<p>(分科会) 第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。</p>		<p>(分科会) 第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。</p>	

(部会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4・5 (略)

(部会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）並びに内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4・5 (略)

附則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第十一条の改正に係る規定は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要

背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれが大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

法律案の概要

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

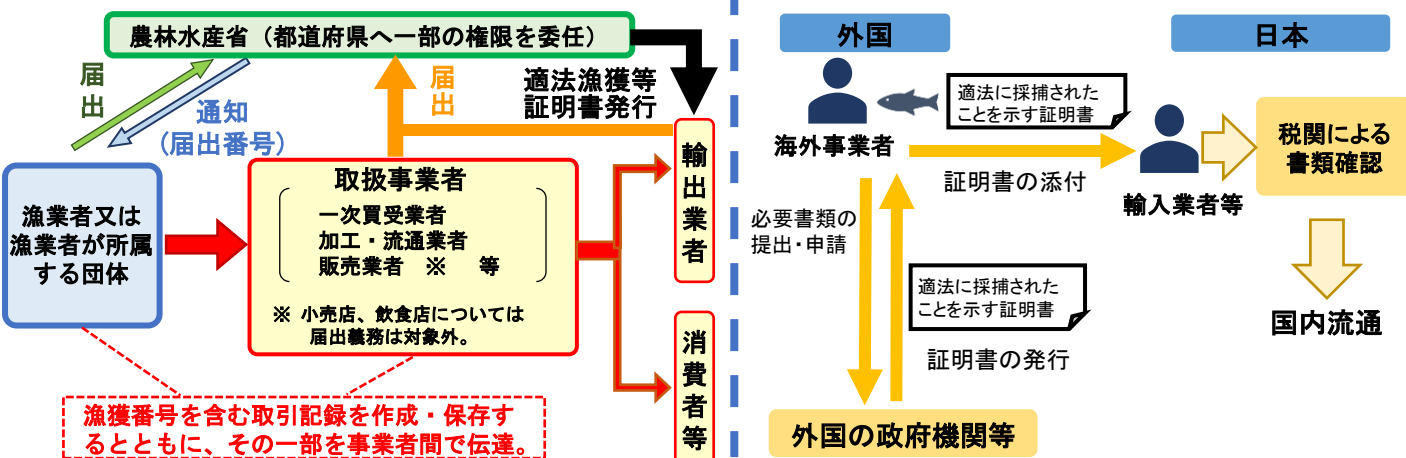
II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム

特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6カ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

※ 施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (水産流通適正化法)に係る水産政策審議会の審議事項

【企画部会関係】

第2条第6項	特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物を定める省令の制定及び改廃についての調査審議
--------	----------------------------------------------

○参照条文

(目的)

第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれ大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2・3 (略)

4 この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

5 (略)

6 農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。